

工事名	県営宇島団地個別改善工事
-----	--------------

別表1:評価項目及び評価基準

分類	評価項目	評価基準		加算点	
企業の技術力	工事成績平均点【注1】	86点以上		1.0	
		83点以上86点未満		0.8	
		80点以上83点未満		0.5	
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する		0.3	
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)		－	
	施工実績【注2】	800㎡(改修の場合は1600㎡)以上の実績が2件あり、かつ当該建物と同用途(共同住宅)の建物が含まれる		1.4	
		800㎡(改修の場合は1600㎡)以上の実績が2件ある		0.9	
		560㎡(改修の場合は1100㎡)以上の実績が2件ある		0.5	
		上記以外		－	
	近隣での工事实績	平成23年度以降に参加条件を満たす工事实績を有する		0.4	
	豊前市での工事实績	上記以外		－	
	企業育成 近年における福岡県建築都市部発注の建築一式工事の受注状況	令和3年度以降に1200万円以上の工事を受注していない		0.8	
		令和5年度以降に1200万円以上の工事を受注していない		0.4	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	上記以外		－	
		豊前市に主たる営業所がある		0.8	
		京築県土整備事務所管内(行橋支所を除く)に主たる営業所がある		0.4	
	5点	技術者の保有者数 1級国家資格等【注3】を有する技術者(3ヶ月以上継続勤務しているものに限る)の人数	上記以外		－
5名以上			0.4		
2名以上4名以下			0.2		
若年技術者の採用状況【注4】		上記以外		－	
		34歳以下の技術者を令和6年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無	有	0.2	
		無	－		
配置予定技術者の技術力【注5】	工事成績【注6】	86点以上		1.0	
		83点以上86点未満		0.8	
		80点以上83点未満		0.5	
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する		0.3	
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)		－	
	施工実績【注2】	800㎡(改修の場合は1600㎡)以上、かつ当該建物と同用途(共同住宅)の建物の実績がある		1.0	
		800㎡(改修の場合は1600㎡)以上の実績がある		0.7	
		400㎡(改修の場合は800㎡)以上の実績がある		0.3	
		上記以外		－	
	資格の有無 1級国家資格等【注3】の有無	1級国家資格等を有する		0.5	
	継続能力開発(CPD)の取組み状況【注7】	上記以外		－	
		団体が定める目標単位数以上の証明有		0.5	
		団体が定める目標単位数の50%以上の証明有		0.3	
	5点	ヒアリング 当該工事に関する配慮内容 (工事に伴う入居者への配慮について)	上記以外		－
			経験に基づく問題点の把握・対応等、及びコミュニケーション力	A評価	2.0
				B評価	1.5
				C評価	1.0
D評価				0.5	
		上記以外	－		
加算点合計		10.0点			
施工体制の評価 1.0点	施工体制評価点【注8】	低入札価格調査基準比較価格以上で応札		1.0	
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札		－	
合計		11.0点			

【注1】平成23年度から令和7年度に竣工した福岡県建築都市部及び福岡県警察本部が発注した建築一式工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の加重平均とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成22年度から令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した建築工事の工事成績評定点の加重平均とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の建築一式工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは、福岡県(建築都市部及び警察本部を除く)、県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注2】平成23年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した、次のいずれかの工事の実績とする。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る)
ア 建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事
イ 建築物の改修(契約額1千万円以上の工事で、主たる工事が外壁改修であるものに限る。)に係る建築一式工事

【注3】1級国家資格等とは、1級建築施工管理技士及び1級建築士とする。

【注4】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注5】配置予定技術者の申請が複数ある場合は、最も評価の低い者を評価の対象とする。

【注6】平成23年度以降に竣工した福岡県建築都市部若しくは福岡県警察本部が発注した建築一式工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した建築工事の工事成績の中で申請されたものとする。該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の建築一式工事の実績で申請されたものを評価する。なお、いずれの場合も、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者等の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

【注7】評価対象となる証明は、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金又は(公財)建築技術教育普及センターが発行する1年間の実績証明(証明対象期間の最終日が令和8年3月18日以降のもの)とする。

【注8】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。